

建築物環境衛生管理技術者講習会 受講資格一覧表

	区分	学歴又は免許等	経験年数	実務経験の内容
学歴及び経験年数で受講する者	1	(1)大学の理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学または獣医学の課程を卒業（記載以外の課程は下記区分4となります。文系等） (2)防衛大学の理工学の課程を卒業 (3)海上保安大学校を卒業	1年以上	建築物の維持管理に関する実務 「特定建築物の用途その他これに類する用途に供される部分の延べ面積がおおむね3,000㎡をこえる建築物の当該用途に供される部分において業として行なう環境衛生上の維持管理に関する実務」 または、環境衛生監視員として勤務
	2	短期大学・高等専門学校で理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学または獣医学の課程を卒業（専門職大学前期同課程を修了した者を含む）（記載以外の課程は下記区分4となります。文系等）	3年以上	
	3	高等学校・中等教育学校の工業に関する学科を卒業	5年以上	
	4	上記1～3の区分以外の課程又は学科を卒業した者。 大学・短期大学・高等学校の文科系等を卒業（学校教育法第90条の規定により大学に入学する事ができる者）	5年以上	同上の実務経験、および同実務に従事する者を指導監督した経験または、環境衛生監視員として勤務
免許及び経験年数で受講する者	5	(1)医師（歯科・獣医師、薬剤師を除く） (2)一級建築士 (3)技術士の機械、電気電子、上下水道、または、衛生工学部門の登録を受けた者	実務経験は、必要ありません	
	6	(1)第一種冷凍機械責任者免状 (2)第二種冷凍機械責任者免状	(1)1年以上 (2)2年以上	建築物の維持管理に関する実務 「特定建築物の用途その他これに類する用途に供される部分の延べ面積がおおむね3,000㎡をこえる建築物の当該用途に供される部分において業として行なう環境衛生上の維持管理に関する実務」 または、環境衛生監視員として勤務
	7	臨床検査技師免許	2年以上	
	8	(1)第一種電気主任技術者免状 第二種電気主任技術者免状 (2)第三種電気主任技術者免状	(1)1年以上 " (2)2年以上	
	9	(1)特級ボイラ技士免許 (2)一級ボイラ技士免許	(1)1年以上 (2)4年以上	
	10	衛生管理者免許 (学校教育法第90条の規定により大学に入学することができる者、又は旧中等学校を卒業した者に限る)	5年以上	同上（常時1,000人を超える労働者を使用する事業場において衛生管理者として専任されていること）
個別認定	11	厚生労働大臣が上記区分1～4と同等以上の学歴および実務の経験、または、区分5～10と同等以上の知識および技能を有すると認めるもの		

※ 受講資格区分1～4の経験年数とは、卒業後の実務経験年数です。

受講資格区分5～10の経験年数とは、免許等の取得後の実務経験年数です。